

## 地方自治法の一部を改正する法律の成立を受けて

本日、「地方自治法の一部を改正する法律」が成立した。

本法では、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係の特例として、国の地方公共団体に対する補充的な指示（以下「国の補充的な指示」という。）の規定が盛り込まれた。

全国知事会として、この特例が地方自治の本旨に影響を及ぼすことにならないよう、これまで政府等にその運用について要請するとともに、衆議院総務委員会参考人質疑においても主張してきたところ、衆・参両院の総務委員会において、国の補充的な指示については、「あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと」や、「目的を達成するために必要最小限のものとする」ことなど、我々の要請に沿った附帯決議を行っていただいたことを高く評価したい。

国においては、国の補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすることを強く求める。

今後とも、国民の生命等の保護のため、国と地方との連携が一層強化されることを期待する。

令和6年6月19日

全国知事会 会長 宮城県知事 村井 嘉浩